

「高速ツアーバス安全運行協議会」の設置について

旅行業者と貸切バス事業者とが一体となった高速ツアーバスの運行の安全性向上への取り組みを促進するため、旅行業者が高速ツアーバス安全運行協議会を6月中に設置し、夏の多客期の開始前までに第1回を開催するよう、通達を发出。

構成員

- ①高速ツアーバスを企画実施する旅行業者（主宰者）
- ②高速ツアーバスの運行を行う貸切バス事業者
- ③その他の安全運行の確保に必要な関係者

主な活動内容

①自主的な安全確保対策の確立

法令遵守に加え、自主的な安全確保対策を確立する。
 （例：交替運転者の配置、運行計画、休憩時間、安全な乗降場所、緊急時の連絡体制や被害者対応体制等）

②貸切バス事業者の営業所等の調査

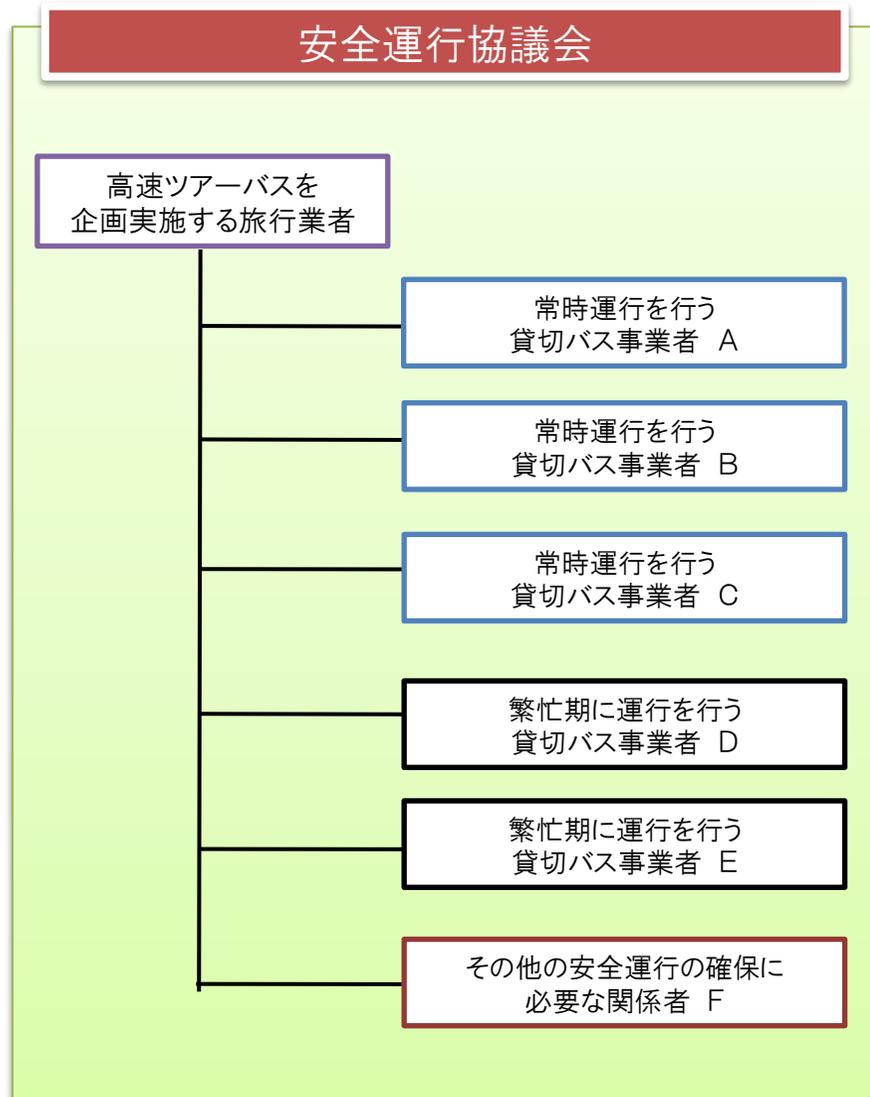
旅行業者のスタッフが、貸切バス事業者の営業所等を訪問し、法令遵守状況や安全対策の実施状況を調査する。問題があった場合は改善を求めるとともに、所要の措置を講じる。

③乗降場所等での実地調査

旅行業者のスタッフが、ターミナル付近の乗降場やSA・PA等において、法令遵守状況等を抜き打ちで調査する。問題があった場合は改善を求めるとともに、所要の措置を講じる。

④報告

旅行業者は、協議会の活動状況を国又は都道府県に報告する。



「地方高速ツアーバス安全対策会議」の設置について

各地方ブロック毎に地方運輸局が事務局となって「〇〇地方高速ツアーバス安全対策会議」を6月中に設置し、夏の多客期の開始前までに第1回を開催するよう、通達を発出。

構成員

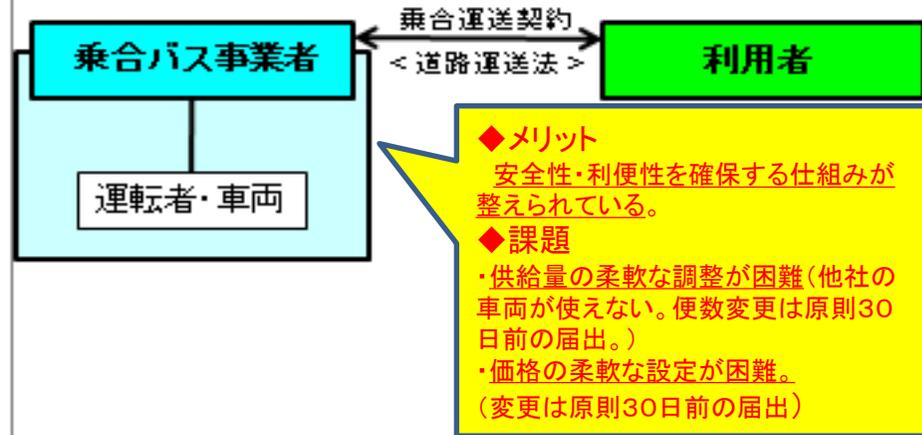
以下の者から構成する。

- ① 地方運輸局（主宰者）
- ② 都道府県の旅行業担当課
- ③ 高速ツアーバスを企画実施する旅行者
- ④ 高速ツアーバスを運行する貸切バス事業者
- ⑤ その他地方運輸局長が適当と認める者

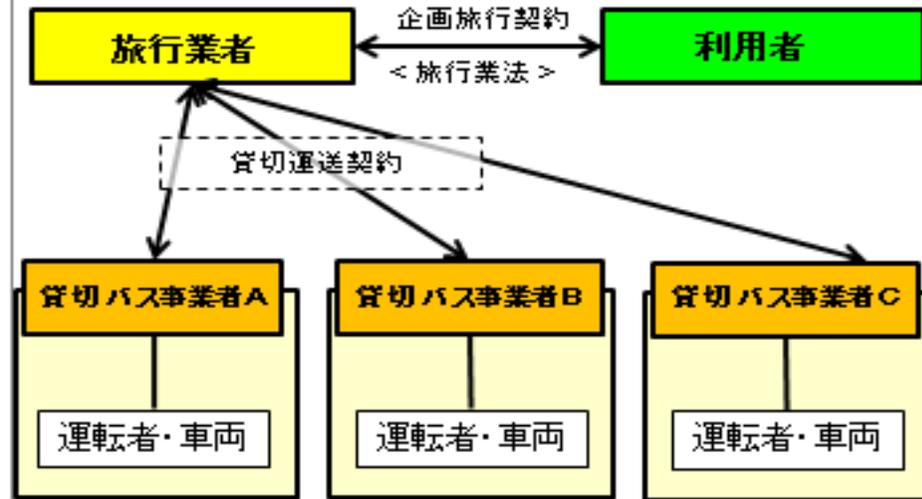
主な活動内容

- ① 高速ツアーバス及び新たな高速乗合バスの安全対策の周知徹底と確実な実施の確保
- ② 高速ツアーバスから新たな高速乗合バスへの円滑な移行のための支援

＜現在の高速乗合バス＞

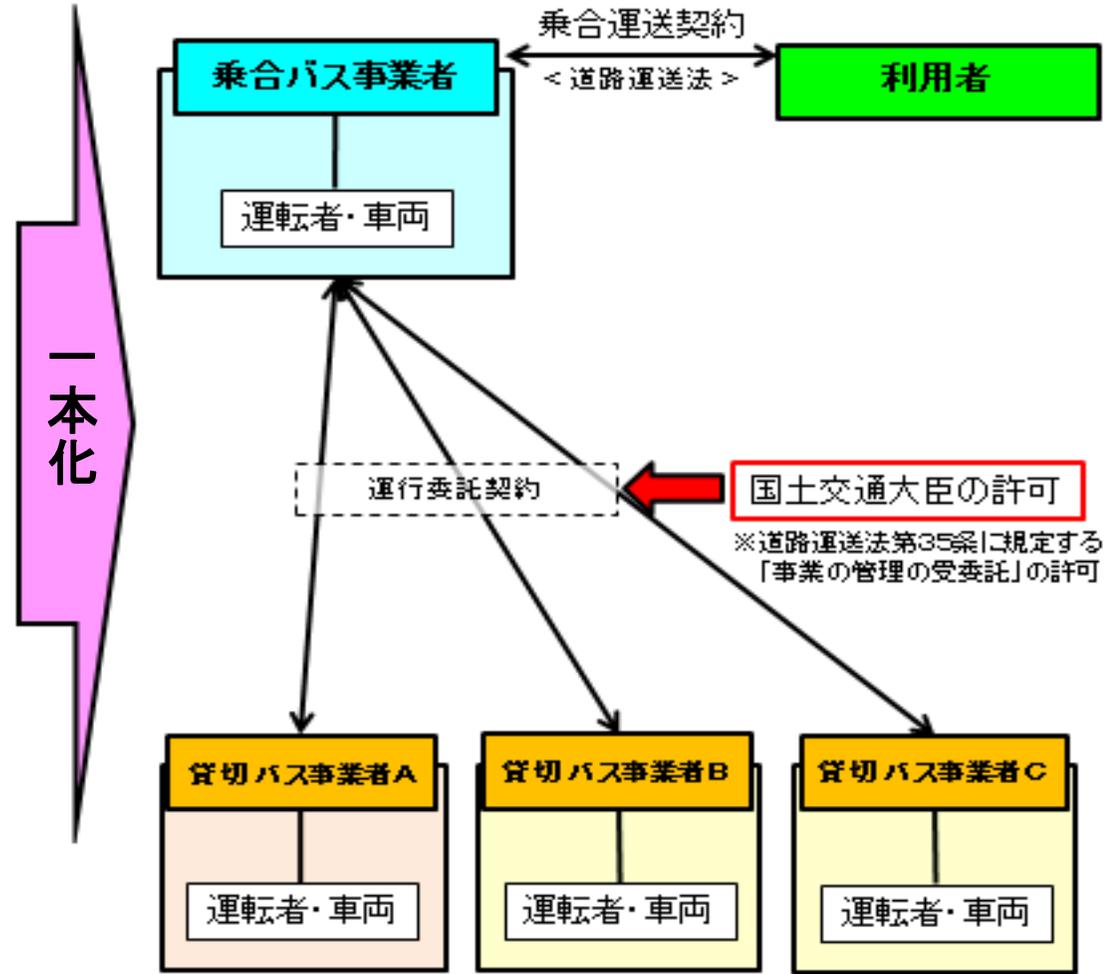


＜高速ツアーバス＞



- ◆メリット：供給量や価格の柔軟な変更が可能。
- ◆課題：公道にバス停留所が設置できず、安全性の確保などの面でも課題。

＜新たな高速乗合バス＞



※平成24年7月31日より施行。